

議 案 第 5 2 号

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

（4）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

（10）5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格の追加等を行うため、本案を提出する。